

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 81 号)

改正 平成 21 年 7 月 21 日

改正 平成 21 年 11 月 5 日

改正 平成 23 年 1 月 18 日

改正 平成 24 年 1 月 6 日

改正 平成 25 年 1 月 7 日

改正 平成 26 年 1 月 6 日

改正 平成 27 年 1 月 5 日

改正 平成 28 年 4 月 26 日

改正 平成 29 年 1 月 24 日

改正 平成 30 年 1 月 23 日

改正 平成 31 年 1 月 22 日

改正 令和 3 年 1 月 26 日

改正 令和 4 年 1 月 25 日

改正 令和 5 年 1 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬の種類)

第 2 条 常勤の役員に対する報酬は、年俸とする。

2 非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(年俸)

第 3 条 常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長 20,000,000 円

(2) 副理事長 10,600,000 円

2 前項各号に規定する年俸額は、新潟県公立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第 4 条 非常勤の役員の報酬は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事 日額 30,000 円

(2) 監事 日額 30,000 円

(報酬の支給方法等)

第 5 条 年俸による役員の報酬は、年俸額に 12 分の 1 を乗じて得た額（当該額

に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を毎月支給する。ただし、3月にあつては、年俸の額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

2 役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 前項の規定に関わらず、非常勤役員手当は、執務を行った日の属する月の翌月に支給するものとする。

(手当)

第6条 常勤の役員には、公立大学法人新潟県立大学職員給与規定第14条の例に準じて通勤手当を支給する。

2 非常勤役員には、通勤に要する費用を公立大学法人新潟県立大学旅費規程の例に準じて支給する。

3 前2項以外の手当は、支給しない。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第7条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の支給額は、当該役員に支給する月支給額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額(以下「日額」という。)に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の基本給は、日額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本給月額を全額支給する。

(報酬の支払方法)

第8条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、別に定める場合を除き、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほかは、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は平成21年7月21日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成21年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,741,955円
 - (2) 副理事長 10,463,236円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成21年8月から平成22年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に8分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成22年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成21年11月5日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成21年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,569,925円
 - (2) 副理事長 10,372,060円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成21年12月から平成22年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に4分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成22年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成23年1月18日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成22年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成23年1月から平成23年3月までの報

酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成23年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成24年1月6日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成23年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成24年1月から平成24年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成24年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成25年1月7日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成24年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成25年1月から平成25年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成25年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成26年1月6日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成25年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成26年1月から平成26年3月までの報

酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成26年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成27年1月5日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成26年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,311,880円
 - (2) 副理事長 10,235,296円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成27年1月から平成27年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成27年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成28年4月26日から施行し、改正後の公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程の規定は、平成28年3月29日から適用する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成27年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,655,940円
 - (2) 副理事長 10,417,648円

附則

- 1 この規程は平成29年1月24日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成28年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,827,970円
 - (2) 副理事長 10,508,824円
- 3 第5条の規定にかかわらず、平成29年2月から平成29年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成29年3月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成 30 年 1 月 23 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 29 年度の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。 651
 - (1) 理事長 19,913,985 円
 - (2) 副理事長 10,554,412 円
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、平成 30 年 2 月から平成 30 年 3 月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成 30 年 3 月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は平成 31 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月までの報酬の支払いについては、第 3 条に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、平成 31 年 3 月にあつては、第 3 条に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は令和 3 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、令和 2 年度以降の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,913,985 円
 - (2) 副理事長 10,554,412 円
- 3 第 5 条の規定にかかわらず、令和 3 年 2 月から令和 3 年 3 月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、令和 3 年 3 月にあつては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は令和 4 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年度以降の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長 19,827,970 円（公立大学法人新潟県立大学役員報酬及び職員給与の特例に関する規程（令和2年3月24日規程第2号）第1条の規定適用後の年俸額は、17,845,173 円）
- (2) 副理事長 10,508,824 円（公立大学法人新潟県立大学役員報酬及び職員給与の特例に関する規程（令和2年3月24日規程第2号）第1条の規定適用後の年俸額は、9,457,942 円）
- 3 第5条の規定にかかわらず、令和4年2月から令和4年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、令和4年3月にあっては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。

附則

- 1 この規程は令和5年1月24日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、令和4年度以降の常勤の役員の年俸額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事長 19,913,985 円（公立大学法人新潟県立大学役員報酬及び職員給与の特例に関する規程（令和2年3月24日規程第2号）第1条の規定適用後の年俸額は、17,922,587 円）
 - (2) 副理事長 10,554,412 円（公立大学法人新潟県立大学役員報酬及び職員給与の特例に関する規程（令和2年3月24日規程第2号）第1条の規定適用後の年俸額は、9,498,971 円）
- 3 第5条の規定にかかわらず、令和5年2月から令和5年3月までの報酬の支払いについては、前項に規定する年俸額から、今年度既に支払われた額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を支給する。ただし、令和5年3月にあっては、前項に規定する年俸の額から年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支払う。